

## 館林市空き家利活用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家の利活用を促進し、移住定住人口の増加を図るため、空き家を登録し、購入し、賃借し、又は空き家の家財道具等の処分を行う者に対し館林市空き家利活用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 館林市空き家情報登録制度実施要綱（平成29年館林市告示第138号）第2条第1号に規定する空き家をいう。
- (2) 転入者 申請時において1年以上本市に居住していない者。
- (3) 家財道具等 空き家に放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他の家財道具をいう。ただし、併用住宅においては店舗部分に供されていた家財道具を除く。
- (4) 空き家情報登録制度 館林市空き家情報登録制度実施要綱第2条第4号に規定する空き家情報登録制度をいう。
- (5) 重点エリア 市が定めたまちなか再生重点エリア（別図）をいう。

(助成対象空き家)

第3条 助成対象となる空き家（以下「助成対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人所有の建築物であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律201号）の規定に違反していることが明らかに違反している建築物でないこと。
- (3) 空き家情報登録制度に登録された物件であること。

(助成対象者)

第4条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 空き家情報登録制度に助成対象空き家を登録した者

イ 空き家情報登録制度を利用して助成対象空き家を購入又は賃貸した者

(2) 市税の滞納がない者

(3) 館林市暴力団排除条例（平成24年館林市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(4) 過去に同一種類の助成金の交付を受けていない者

(5) 助成金のうち家財道具等処分助成金の交付を受けようとする場合で、かつ、家財道具等の処分を第三者に委託する場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第7条第1項に規定する許可を受けた事業者に委託する者

（助成金の額）

第5条 助成金の種類、額等は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

種類	区分	助成金の額	条件
購入助成金	市内在住者	200,000円	交付決定後2年以上居住すること。
	転入者	400,000円	交付決定後2年以上居住すること。
賃借助成金	市内在住者	月単位の家賃の1/3 (千円未満切り捨て) かつ上限20,000円	助成期間は最長12か月とする。ただし、日割家賃が発生する月は助成期間に含めないものとする。 交付決定後2年以上居住すること。
	転入者	月単位の家賃の1/2 (千円未満切り捨て) かつ上限40,000円	助成期間は最長12か月とする。ただし、日割家賃が発生する月は助成期間に含めないものとする。 交付決定後2年以上居住すること。

登録助成金		重点エリア内の場合 20,000円 重点エリア外の場合 10,000円	登録後2年間は成約等によらない限り登録を消さないこと。
家財道具等処分助成金		右欄に掲げる費用の10/10（千円未満切り捨て）とし、次に掲げる助成対象空き家の位置するエリアに応じ、当該各号に定める金額を上限とする。 (1) 重点エリア 100,000円 (2) 重点エリア外 50,000円	次に掲げる費用であること。 (1) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）により指定された特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金 (2) 家財道具等の処分等に要する費用（家財道具等の処分に併せて敷地内の樹木の剪定伐採及び草刈等を行う場合は、その費用も含む。） (3) その他市長が必要と認める費用

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、館林市空き家利活用助成金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、賃貸助成金の交付を受けようとする助成対象者にあつては助成を受けようとする年度ごとに、家財道具等処分助成金の交付を受けようとする申請者にあつては家財道具の処分を行う日の14日前までに申請しなければならない。

(1) 購入助成金

- ア 助成対象者の住民票
- イ 土地及び建物登記事項証明書
- ウ 売買契約書の写し
- エ 誓約書（別記様式第2号）

(2) 賃借助成金

- ア 助成対象者の住民票
- イ 賃貸借契約書の写し
- ウ 誓約書（別記様式第2号）

(3) 登録助成金

- ア 空き家情報登録決定通知書の写し
- イ 誓約書（別記様式第2号）

(4) 家財道具等処分助成金

- ア 助成対象者の住民票
- イ 土地及び建物の登記事項証明書
- ウ 当該空き家を購入し、又は賃借した者にあつては、売買又は賃貸借契約書の写し
- エ 片付けに係る経費の見積額及びその内訳が分かる書類
- オ 片付け前の助成対象空き家の状況写真
- カ 誓約書（別記様式第2号）
- キ 助成対象空き家が共有名義であるときは、共有名義者同意書（別記様式第3号）

（交付決定）

第7条 市長は、申請者から前条の申請書の提出があつた場合は、助成金交付の可否を決定し、その結果を館林市空き家利活用助成金（交付決定・却下）通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の内容変更）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は当該交付決定内容を変更するときは、速やかに館林市空き家利活用助成金交付変更申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の申請書が提出された場合は、その適否を決定し、館林市空き家利活用助成金交付変更承認決定通知書（別記様式第6号）又は館林市空き家利活用助成金変更不承認決定通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 家財道具等処分助成金の交付決定者にあつては、片付けの完了後30日以内又は当該助成金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日までに、館林市空き家利活用助成金（家財道具等処分助成金）完了実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類

を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 片付けに要した費用の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
  - (2) 片付け後の助成対象空き家の状況写真
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (助成金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、家財道具等処分助成金の交付決定者から前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、提出された書類を審査し、必要に応じ申請者立会いのもと現地調査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により審査を行い、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、館林市空き家利活用助成金（家財道具等処分助成金）額確定通知書（別記様式第9号）により当該交付決定者にその旨を通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の条件に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、館林市空き家利活用助成金交付取消通知書（別記様式第10号）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

(助成金の取止め)

第12条 交付決定者は、交付決定を受けた後、空き家の利活用を中止する必要がある場合は、館林市空き家利活用助成金交付取止め届（別記様式第11号）に第7条の規定により通知された館林市空き家利活用助成金交付決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定後2年以上居住した場合は除く。

- 2 市長は、交付決定者から前項の館林市空き家利活用助成金交付取止め届の提出があったときは、交付決定を取り消し、館林市空き家利活用助成金交付取消通知書により、交付決定者に対し通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前2条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 交付決定者は、交付決定後2年以内に助成金の交付申請の内容と異なる利用に供した場合は、助成金を返還しなければならない。ただし、第8条の規定による承認を受けた者は除く。

3 交付決定者は、交付決定後2年以内に当該空き家を除却した場合は、交付を受けた助成金を返還しなければならない。

4 市長は、前3項の規定により助成金の返還を求めるときは、館林市空き家利活用助成金返還命令通知書（別記様式第12号）によるものとする。

（購入助成金、登録助成金及び家財道具等処分助成金の請求及び交付）

第14条 第7条の通知を受けた購入助成金、登録助成金及び家財道具等処分助成金の交付決定者は、助成金の交付決定後30日以内又は当該助成金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日までに、館林市空き家利活用助成金請求書（別記様式第11号）により市長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該交付決定者に助成金を交付するものとする。

（賃借助成金の請求及び交付）

第15条 第7条の通知を受けた賃借助成金の交付決定者は、当該賃貸借契約成立後に居住を開始し、当該年度分の助成対象となる全賃借料の支払い後30日以内に、前条第1項の館林市空き家利活用助成金請求書に各種領収書の写し又はそれを証明できる書類の写しを添えて市長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の請求があったときは、当該交付決定者に助成金を交付するものとする。

（賃借助成金の報告）

第16条 賃借助成金の交付決定を受けた者は、当該賃貸借契約満了時に館林市空き家成約物件報告書（別記様式第14号）により、速やかに市長に報告するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。